

# 消防法に定める検定及び検定手数料について

## ◆ 消防法に定める検定とは

消火器や感知器に代表される検定対象機械器具等は、火災発生時に十分な機能、性能を発揮しなければならないものであることから日本消防検定協会（以下「協会」という）では、当該製品について消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に基づく、**型式試験**（法第21条の3）及び**型式適合検定**（法第21条の2第3項）を実施しています。

協会では、**型式試験** 及び **型式適合検定** の実施により、検定対象機械器具等の製品で粗悪品、不良品等が市場に流通することを防ぎ、国民の「安心」と「安全」を守るための業務を行っています。

### 型式試験とは

申請者が開発等した製品を品目ごとに定められている技術上の規格に適合していることを、細則等に基づき確認するため、協会の設備を用いて試験を行います。



消火器の消火試験  
【型式試験】

#### ■ 費用内訳の分類（9分類）

人件費	減価償却費	修繕費
検定業務に従事する職員の経費	建物、機材等の償却経費	建物、試験設備等の修繕に係る経費
消耗品費	光熱及び水料	通信運搬費
試験等に使用する燃料や電線等の経費	電気代、ガス代、水道代等の経費	ネットワーク経費、郵便経費等
保守管理費	委託費	間接費
システムメンテナンス経費等	機器、機材等の校正経費	管理経費やその他の経費

### 型式適合検定とは

型式試験の結果を基に大臣承認を経て、量産化される製品に対し出荷前に検査を実施し、技術上の規格に適合していることを確認。確認がされた場合に個々の製品に対し合格の表示を行います。



感知器の感度試験  
【型式適合検定】

#### ■ 費用内訳の分類（7分類）

人件費	減価償却費	消耗品費
検定業務に従事する職員の経費	システム資産に係る償却経費（PC等）	合格証票の印刷に係る経費
通信運搬費	保守管理費	間接費
携帯電話、データ通信に係る経費	システムメンテナンス経費等	管理経費やその他の経費
検定旅費		
型式適合検定等の実施に要する移動経費		

## ◆ 検定制度を支えるための手数料

協会では、法に基づき **型式試験** 及び **型式適合検定** の業務を行うことから、当該業務の実施に必要な費用（型式試験については、試験に要する時間、人数、消耗品等。型式適合検定については、実施回数、派遣人数等。）を要素ごとに積算し、過去の実績（申請件数、受検個数等）と照らし合わせて手数料を定め、総務大臣の認可を受けています。以下に代表的な検定品目に係る型式試験手数料及び型式適合検定手数料の内訳を記します。

種別	型式試験									型式適合検定								
	現行単価	① 人件費	② 減価償却費	③ 光熱及び水料	④ 消耗品費	⑤ 通信運搬費	⑥ 修繕費	⑦ 保守管理費	⑧ 委託費	⑨ 間接費	現行単価	① 人件費	② 減価償却費	③ 消耗品費	④ 通信運搬費	⑤ 保守管理費	⑥ 間接費	⑦ 検定旅費
小型消火器	22,000	6,386	2,704	323	1,136	194	610	1,308	328	9,011	55	15	6	3	1	3	24	3
定温式スポット型感知器	23,100	6,705	2,841	339	1,193	203	643	1,373	344	9,459	23	6	2	1	1	1	9	3
閉鎖型スプリンクラーヘッド	87,000	25,248	10,698	1,279	4,493	766	2,424	5,173	1,297	35,622	32	8	3	1	1	2	13	4
一斉開放弁	50,600	14,684	6,222	744	2,613	446	1,410	3,008	754	20,719	460	116	49	21	4	24	186	60
金属製造種はしご（つり下げはしご）	40,800	11,840	5,017	600	2,107	359	1,137	2,426	608	16,706	184	47	20	8	1	10	75	23
P型1級受信機	27,500	7,981	3,382	404	1,420	242	766	1,635	410	11,260	73	19	8	3	1	4	30	8

※その他の種別についても同様の方法で積算額を算定しています。

## ◆ 透明性の確保について

協会は、年度ごとに計画した予算について総務大臣の認可を受けて事業を開始し、決算後に財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表等」という。）を作成して、監事の監査を受けると共に、総務大臣に提出することで、協会の財務状況の適正性・客観性を確保し、財務諸表等を公表することにより、運営の透明性を高めています。